

事務所移転に伴う定款変更

日本火薬工業会の事務所移転に伴い、同会内に事務所を構えている当学会事務所も移転する。

そのため、定款第2条を下記の通りに変更する。

変更前

第2条 この法人は、事務所を東京都港区六本木5丁目18番17号化成品会館 日本火薬工業会内に置く。

変更後

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。